

鈴鹿市告示第63号

鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月26日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成11年鈴鹿市告示第148号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例） 第7条 市長は、資格停止を受けた有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に違反する行為により次の各号のいずれかに該当した場合は、当該各号に定める期間を当該行為に係る短期とみなす。 （1） 略 （2） 別表第2第2項又は第3項に該当する有資格業者（その役員等又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談	（独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例） 第7条 市長は、資格停止を受けた有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に違反する行為により次の各号のいずれかに該当した場合は、当該各号に定める期間を当該行為に係る短期とみなす。 （1） 略 （2） 別表第2第2項又は第3項に該当する有資格業者（その役員等又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談

合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の3第2項各号に該当する者をいう。）であることが明らかになった場合（前号、第6号及び第7号に掲げる場合を除く。）当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る短期に2を乗じて得た期間

（3）別表第2第2項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があった場合（第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる場合を除く。）別表第2第2項に係る短期に2を乗じて得た期間

（4）～（7） 略

別表第2（第2条、第3条、第6条、第7条関係）

不正行為等による資格停止措置基準

	不正 行為 等	措置要件	措置 期間
略	略	略	略
5	不正 又は 不誠 実な 行為	（1） 略 （2） 別表第1及び 前各項に掲げる場 合のほか、代表役 員等が拘禁刑以上の 刑に当たる犯罪	略 1月 以上 12月 以内

合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の2第8項各号に該当する者をいう。）であることが明らかになった場合（前号、第6号及び第7号に掲げる場合を除く。）当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る短期に2を乗じて得た期間

（3）別表第2第2項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があった場合（第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる場合を除く。）別表第2第2項に係る短期に2を乗じて得た期間

（4）～（7） 略

別表第2（第2条、第3条、第6条、第7条関係）

不正行為等による資格停止措置基準

	不正 行為 等	措置要件	措置 期間
略	略	略	略
5	不正 又は 不誠 実な 行為	（1） 略 （2） 別表第1及び 前各項に掲げる場 合のほか、代表役 員等が禁錮以上の 刑にあたる犯罪の	略 1月 以上 12月 以内

		の容疑により公訴を提起され、又は <u>拘禁刑</u> 以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。				容疑により公訴を提起され、又は <u>禁錮</u> 以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			

附 則

この告示は、公表の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。